

## 生活保護業務における情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会の実施状況について(厚生労働大臣宛て)

支情報照会を実施していなかった事業主体における生活保護システム等の改修に係る事業費に対する国庫補助金相当額	1億4379万円
---	----------

### 1 情報提供ネットワークシステム及び当該システムを通じた情報連携等の概要等

生活保護は、生活保護法等に基づき、都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を設置する町村(これらを「事業主体」)が、生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活の保障及び自立の助長を図ることを目的として行われるものである。そして、保護費は、基準生活費に各種加算の額を加えるなどして算定される最低生活費から、収入として認定される額を控除するなどして決定されることとなっている。このうち、収入の認定については、保護開始時及びその後の保護受給中も定期又は随時に行うこととなっている。そして、これを行うに当たり、同法第29条により、事業主体は、必要があると認めるときは、官公署、日本年金機構等に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができることなどとなっている。事業主体の生活保護を担当する部局(以下「生活保護部局」)は、保護の実施に当たり、各事業主体が独自に調達した生活保護システム(以下「生活保護システム」)を活用して保護費等の算定を行っている。

政府は、社会保障・税番号制度(以下「マイナンバー制度」)の導入に向けたシステム改修等の整備を行っている。そして、マイナンバー制度の導入により、各種給付事務等に必要な他の機関の保有する情報に関し、行政機関同士が、社会保障・税番号(以下「マイナンバー」)から生成された符号を基に、情報提供ネットワークシステム(以下「情報提供NWS」)を通じて、行政手続に必要な情報をやり取りすること(以下「情報連携」)などが可能になるとしている。このうち、生活保護分野において情報連携が可能な事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二に定められており、事業主体は、年金給付関係情報等について、他の機関の保有する情報の提供を求めること(以下「情報照会」)ができることとなっている。

厚生労働省は、情報連携の運用に当たり、平成26年度から29年度までの間、都道府県及び市町村に対して、生活保護システムと情報提供NWSとを接続し、マイナンバー制度の円滑な施行に資することなどを目的として、生活保護システム等の改修に必要な経費等を対象に、社会保障・税番号制度システム整備費補助金等(以下「国庫補助金」)を交付している。また、同省は、事業主体に対して、情報連携に関する通知を、情報提供NWSの整備状況等に合わせてその都度発出しており、これらの通知は多数に上っている(同省が情報連携に関して発出した通知を「情報連携通知」)。情報連携通知の構成は様々であり、情報連携通知本体のみの場合もあるが、情報連携通知本体に複数の参考資料が添付されていて、参考資料を読み解かなければならない場合が多い。

### 2 本院の検査結果

(注1)  
26年度から令和2年度までの間に32都道府県の175事業主体が改修した生活保護システム等(生活保護システム等の改修に係る事業費計22億1568万円、国庫補助金相当額計12億3947万円)を対象として検査した。

(注1) 32都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、青森、宮城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、石川、岐阜、愛知、三重、滋賀、兵庫、奈良、島根、岡山、広島、山口、香川、高知、福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島、沖縄各県

#### (1) 情報照会の実施状況

上記175事業主体の生活保護部局における2年度の情報照会の実施状況について確認したところ、32都道府県の138事業主体は、同省が発出した情報連携通知等を基に、当該事業主体の生活保護システムに適合する事務処理マニュアルを作成するなどして、職員に対して情報照会の利用を促しており、情報照会を実施していた。一方、24都道府県の37事業主体においては、他の機関からの求めに応じて情報の提供を行うことはあるものの、情報照会は全く実施していなかった。そこ

で、上記37事業主体のうち、情報照会を必要とする対象者が僅少であることなどの理由により情報照会を全く実施していなかった2事業主体を除く23都道府県の35事業主体(生活保護システム等の改修に係る事業費計2億8982万円、国庫補助金相当額計1億4379万円)において情報照会を全く実施していなかった要因について確認したところ、生活保護部局において、次のとおりとなっていた。

- ア 情報連携通知等を基にして情報連携を行うための業務フローの見直しが行われておらず、生活保護システムに適合する事務処理マニュアルを作成していないことなどから、情報照会の実施に当たっての手順及び方法についての職員の理解が十分でなかったもの  
14都府県の18事業主体
- イ 情報照会を実施できる場合について、情報連携通知では、被保護者から直接マイナンバーの提示がない場合は住民基本台帳により取得することができるとされているのに、被保護者から直接提供を受けた場合でないと情報照会を実施できないと誤認しているなど、情報連携通知等の内容について理解が十分でなかったもの  
11都府県の15事業主体
- ウ 情報連携通知において情報照会に係る記載内容が必ずしも分かりやすく整理されていないことなどから、情報照会を実施できることについての理解が十分でなかったもの  
4道県の5事業主体
- エ 情報照会に使用する端末が生活保護部局に設置されていなかったため使用しづらかったもの  
5県の5事業主体

(注2) 複数回答している事業主体があるため、アからエまでを合計しても23都道府県の35事業主体とは一致しない。

## (2) 厚生労働省及び都道府県における事業主体への情報照会の円滑な実施に係る支援等

### ア 厚生労働省における事業主体への支援等

同省は、3年1月に、全事業主体に対して、情報連携の状況を把握するためのアンケート調査を実施していた。同省は、暫定的な結果として、回答があった1,154福祉事務所のうち、460福祉事務所(39.8%)が、「生活保護業務において、マイナンバー情報連携を使って情報を取得したことはない」と回答したとしている。同省は、このアンケート調査の結果を受けて、生活保護業務における情報連携の活用に向けた検討を進めているとしているものの、情報連携が活用されていない原因の詳細について把握しておらず、また、活用に向けて参考となる事例を把握するなどした上での具体的な事業主体への支援を実施していなかった。

### イ 都道府県における支援等

同省は、各都道府県に対し、管内市区町村(政令指定都市及び中核市を除く。)に情報連携通知を周知するとともに、日本年金機構等への情報照会事務が円滑に実施されるよう、情報照会の実施状況の把握や情報照会の実施に係る助言等の支援を行うことについて周知している。しかし、前記35事業主体のうち、政令指定都市等を除く25事業主体における18都県からの情報照会の実施状況の把握や情報照会の実施に係る助言等の支援の状況を確認したところ、1県が1事業主体に対して支援を行っていたのみであった。

## 3 本院が要求する改善の処置

同省において、生活保護システム等の改修を実施した事業主体が積極的に情報照会を行い、生活保護システム等の改修の効果が十分に発現されるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

- ア 事業主体に対して、情報照会の実施に係る業務フローの確認及び見直しの必要性や情報照会の実施による業務上の利点等を示している情報連携通知等の内容を理解しやすく整理した上で、改めて周知すること
- イ 都道府県等に対して、事業主体における情報照会の実施状況の把握や、情報照会に係る研修を実施するなどの支援を行うよう改めて周知すること